



事 務 連 絡
平成 19 年 3 月 20 日

各都道府県
国民健康保険主管課(室)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課
課長補佐 土佐和男

国民健康保険料(税)収納対策事業について

平素より国民健康保険事業の運営に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 17 年度における国民健康保険料(税)の収納率については既にご案内のとおり 90.15%と 10 年振りに上昇に転じたところでありますが、その上昇幅も 0.06 ポイントと依然として予断を許さない状況にあり、引き続き収納率向上のための対策を講じる必要があると考えている次第です。

このため、平成 19 年度においては、新たな収納対策として、未納者の未納原因となっている諸事情の問題解決を支援するための相談体制を強化することとし、

①多重債務者及び未就労者に対応する専門相談員の配置

②外国人に対応する専門相談員の配置

というモデル事業を実施することといたしました。

つきましては、これらのモデル事業の実施について貴管下の市町村及び国民健康保険団体連合会に周知していただき、実施を希望される場合は 4 月 10 日必着で、別添「収納対策モデル事業実施申出書」により当課あて御提出くださるようお願いいたします。

なお、いずれのモデル事業においても国民健康保険団体連合会が関与するため、同連合会の参加が条件となることを申し添えます。

[照会先]

厚生労働省保険局国民健康保険課 森・植松

Tel 03-3595-2575

モデル事業実施スケジュール(案)

19年3月下旬	当課より通知→県→国保連／市町村へ周知
4月10日✕	国保連→県→当課へ申出書提出
4月中旬	当課で決定→県へ連絡
5月～上旬	国保連で専門相談員の選定→決定
(5月～下旬予定	連合会等補助金ヒアリング)
6月初旬	実施
20年3月末	モデル事業終了
5月上旬までに	実績報告

募集要項

1. 目的

国民健康保険料(税)の未納者のうち、未納の原因となっている諸事情の問題解決を支援することにより、保険料(税)の納付につながることを目的とする。

2. 概要

- (1) 多情債務者相談モデル事業 (別紙1のとおり)
- (2) 未就労者に対する就労相談モデル事業 (別紙2のとおり)
- (3) 外国人納付相談モデル事業 (別紙3のとおり)

3. 実施期間

平成19年度

4. 実施数

各々10箇所(10連合会)程度

5. 申し込み締め切り

平成19年4月10日(火)必着

(FAX送信の際は必ずお電話をお願いします。)

6. その他

- ① 専門相談員の派遣元である契約先については団体又は個人を問いません。
- ② 契約の形態については雛形を参考に各連合会において弁護士会等と協議して定めて差し支えありません。
- ③ 平成20年度以降はモデル事業として行う予定はありませんので、各自の負担でお願いすることになります。
- ④ モデル事業としての実施の可否については4月中旬に連絡します。
- ⑤ 「多重債務者納付相談モデル事業」については、日本弁護士連合会の対応が可能なところを優先します。(現在のところ秋田県、宮城県、埼玉県、愛知県、佐賀県、福岡県が対応可能ですが、今後増える予定です。)
- ⑥ 「外国人納付相談モデル事業」については、外国人被保険者世帯の割合が多く、その対応に支障を来しているところを優先します。

FAX送信票

厚労省保険局国保課

植松行

FAX 03(3504)1210

収納対策モデル事業実施申出書

_____ 県

担当者氏名 _____

連絡先Tel _____

E-mail _____

平成 19 年度に次のモデル事業を実施したく申し出ます。(該当番号に ○印)

1. 「多重債務者と就労支援にかかる専門相談員窓口の開設」

[実施希望市町村名]

[問い合わせ市町村名]

2. 「外国人にかかる専門相談員窓口の開設」

[実施希望市町村名(全世帯数) (再掲外国人世帯数)]

〇〇町	3 5 0 0	5 0			

[問い合わせ市町村名]

※ (1) 実施希望市町村名をお知らせ下さい。

(2) また、問い合わせがあった市町村名もお知らせ下さい。

(3) ②の「外国人・・・」の実施希望市町村につきましては、参考までに直近の被保険者世帯数と外国人世帯数をお知らせ下さい。

(4) 上記の記入欄が不足している場合は任意の別紙を作成してください。

4月10日必着

設置要綱ひな型

国民健康保険料（税）滞納者納付相談に係る

多重債務者専門相談員設置要綱

一 目的

市町村保険者の国民健康保険料（税）の滞納に係る納付相談において、相談者が多重債務者であった場合、相談者に対し適切な助言等を行うことにより、多重債務の解消、ひいては国民健康保険料（税）の滞納の解消につなげるため、国民健康保険団体連合会に専門相談員を置き、必要に応じ市町村保険者に派遣するものとする。

二 委嘱

専門相談員は、多重債務者に係る債務整理の手続き等に関する豊富な経験や知識を有する専門家のうちから、国民健康保険団体連合会が委嘱する。

三 依頼事項

専門相談員に対する依頼事項は、仕様書（別添）のとおりとする。

四 任期等

専門相談員の任期は、別途定めるものとする。

五 その他

- (1) 専門相談員の活動費用は、別途定めるものとする。
- (2) この要綱に定めるものの他、活動等に関する必要事項は国民健康保険団体連合会と協議のうえ定めるものとする。

多重債務者相談モデル事業の概要

1 目的

弁護士会等と協力して、国民健康保険料(税)の滞納者の多重債務の解消と国保料(税)の滞納の解消を目的とする。

2 実施方法(予定)

- ① 市町村で、広報及び催告勧奨により、国保滞納者でサラ金、クレジット等による多重債務者を発見する。
- ② 市町村は、国保連合会に多重債務相談の依頼を行う。
- ③ 国保連合会は、地域弁護士会、金融専門家等に依頼し、相談員を市町村に派遣、若しくは弁護士会の相談窓口の予約を行う。
- ④ 相談員は、多重債務の状況を把握し、地域弁護士会で把握している利息過払い金の債務整理の業務が可能な弁護士を紹介する。
- ⑤ 弁護士は、利息過払い金の回収業務を行い、回収した金額から、国保保険料の滞納額を代理で市町村に支払う。
- ⑥ 弁護士は、地域弁護士会を通じて、業務実施完了報告を行う。

3 実施年度

平成19年度

4 補助対象者

国保連合会(10程度の都道府県)

5 補助予定金額

相談経費の1/4で、上限25万円を予定

未就労者に対する就労相談モデル事業の概要

1 目的

滞納者が未就労である場合、就労相談を行い、就労で得た収入から、滞納となっている保険料を支払ってもらうことで滞納額を減らし、ひいては収納率を向上させることを目的とする。

2 実施方法(予定)

- ① 予め、無料職業紹介事業を行っている市町村や、農協や商工会等の無料職業紹介事業実施団体と連携がとれるようにする。また、地域と連携した有償ボランティア事業を行っているNPO法人等とも連携する。
- ② 滞納者で未就労者の場合、本人の希望があれば①の連携部署または登録有償ボランティア等を紹介する。また、連合会から派遣された相談員によるキャリアカウンセリングや適性診断を行い、①の連携部署を紹介したり、状況に応じて有償ボランティアの紹介を行う。
- ③ 就労後の報酬から、滞納分を支払ってもらう。

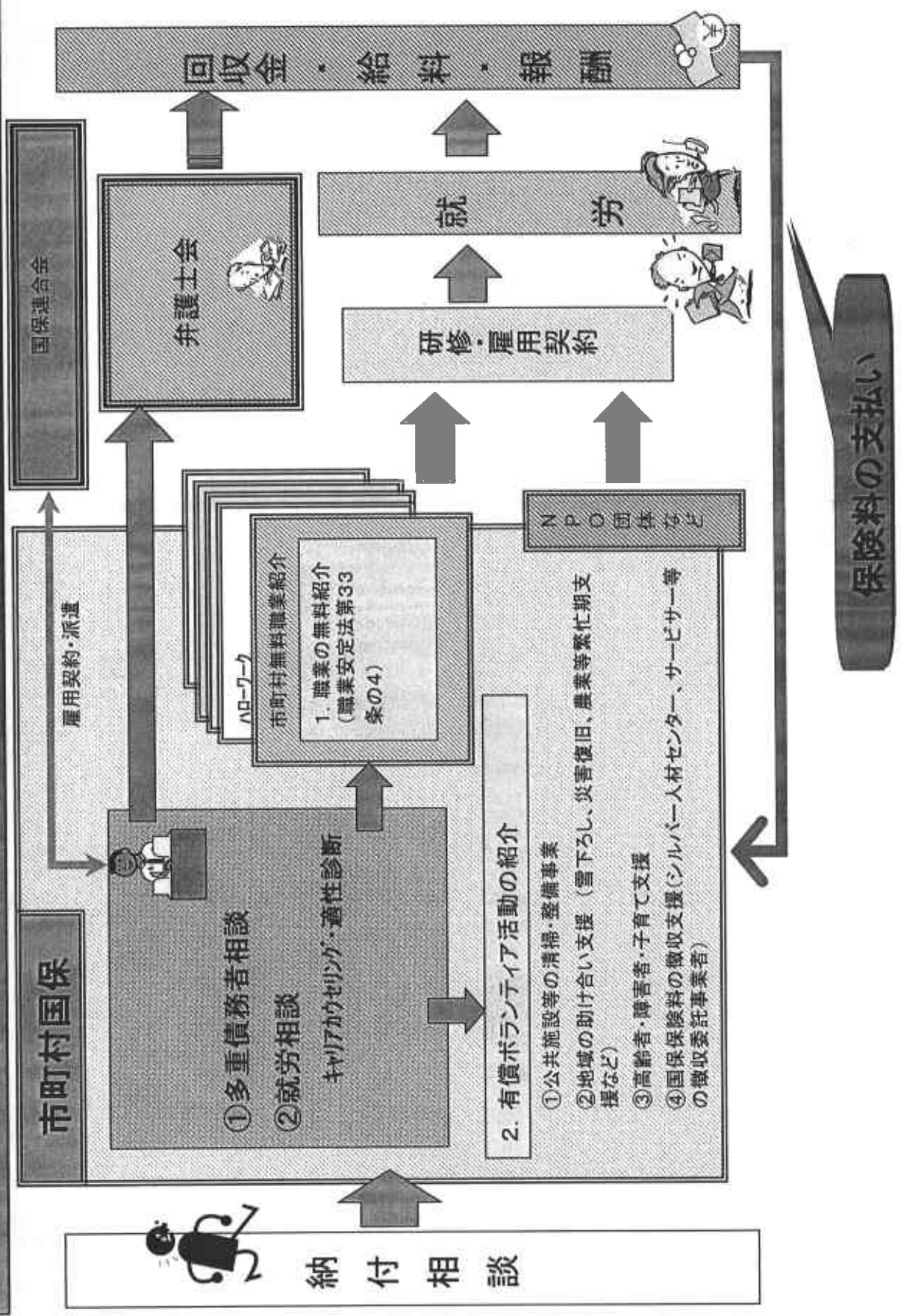
※募集する有償ボランティアは、短期的な就労も対象とする。

3 実施年度

平成19年度

国保納付相談等モデル事業イメージ図

国民健康保険収納率向上対策(案)



外国人納付相談モデル事業の概要

1 目的

NPO 団体等の民間事業と協力して、外国人被保険者の国民健康保険料(税)の納付相談等をおこない収納率を向上することを目的とする。

2 実施方法(予定)

- ① 国保連合会で、ボランティア、NPO 法人等の団体と派遣協定を締結し、国保研修を実施するなど、相談員に国保の知識を持ってもらう。
- ② 市町村で外国人向けの相談会を開く際、国保連合会に相談員の派遣依頼をし、必要な相談に応じる。
- ③ 市町村で外国人被保険者からの相談に応じて訪問、電話相談等の必要が生じたとき、国保連合会に相談員の派遣依頼し国保連合会は、協定団体に連絡し、必要な相談員を派遣する。

3 実施年度

平成19年度

4 支援対象者

国保連合会(10程度の都道府県)

5 支援予定金額(案)

経費の1/4で、上限16万円を予定

協定書（国保連合会及び弁護士会）のひな型

協定書番号：●●●●●●●●

平成19年度国民健康保険「多重債務者専門相談員」の派遣等に係る協定書

国民健康保険料（税）の滞納者の納付相談に係る多重債務者相談（以下「多重債務者相談」という。）を実施するための専門相談員の派遣及び多重債務者からの依頼により債務整理等を行う弁護士の推薦について、●●●国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と●●●弁護士会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定書を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、乙に所属する者に専門相談員を委嘱し、乙は市町村が実施する多重債務者相談に専門相談員を派遣するものとする。

2 乙（専門相談員）は、多重債務者から債務整理についての相談等があった場合、乙が推薦する弁護士を紹介するものとする。

3 乙（専門相談員）は、この協定書及び仕様書（別添）に従うほか、前項の規定にかかわらず、独立して多重債務相談を行い、多重債務の解消ひいては国民健康保険料（税）の滞納の解消につなげるため適切な助言等を行うことができる。

4 甲及び乙は、この協定書及び仕様書（別添）に従い協定を履行しなければならない。

（依頼業務）

第2条 甲が乙（専門相談員）に依頼する業務は、仕様書のとおりとする。

2 業務の実施場所、実施時期及び派遣人数は、仕様書の定めるところによるものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。

4 乙（専門相談員）は、多重債務者相談を行った場合は、仕様書に基づき遅滞なくその内容を市町村に報告する。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成19年●月●日から平成20年3月31日までとする。

（委嘱料）

第4条 委嘱料は、委嘱料の単価（別紙1のとおり）に基づき算出するものとし、甲が

支払うこととする。

2 乙（専門相談員）が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委嘱料に含まれるものとし、甲は委嘱料以外の費用を負担しない。

（委嘱料の請求）

第5条 乙（専門相談員）は、多重債務者相談を行った場合は、遅滞なく前条の委嘱料を甲に請求するものとする。

（委嘱料の支払い）

第6条 甲は、乙（専門相談員）から前条の請求があった場合は、請求内容を審査のうえ、適当と認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に、乙（専門相談員）に委嘱料を支払うものとする。

（事故及び損害の責任）

第7条 乙（専門相談員）が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、乙（専門相談員）がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、甲に故意又は重過失のない限り、乙（専門相談員）は甲に求償することはできないものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙が当該業務を実施するに当たっては、多重債務者相談の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、別紙個人情報取扱注意事項に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、同事項を遵守するものとする。

（協定の解除）

第9条 甲又は乙は、甲又は乙がこの協定に違反した場合は、この協定を解除できるものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定条項に疑義が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持ってその都度協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年●月●日

(甲) ●●●国民健康保険団体連合会
●●●県●●●市●●●1-1-1
理事長 ● ● ● ●

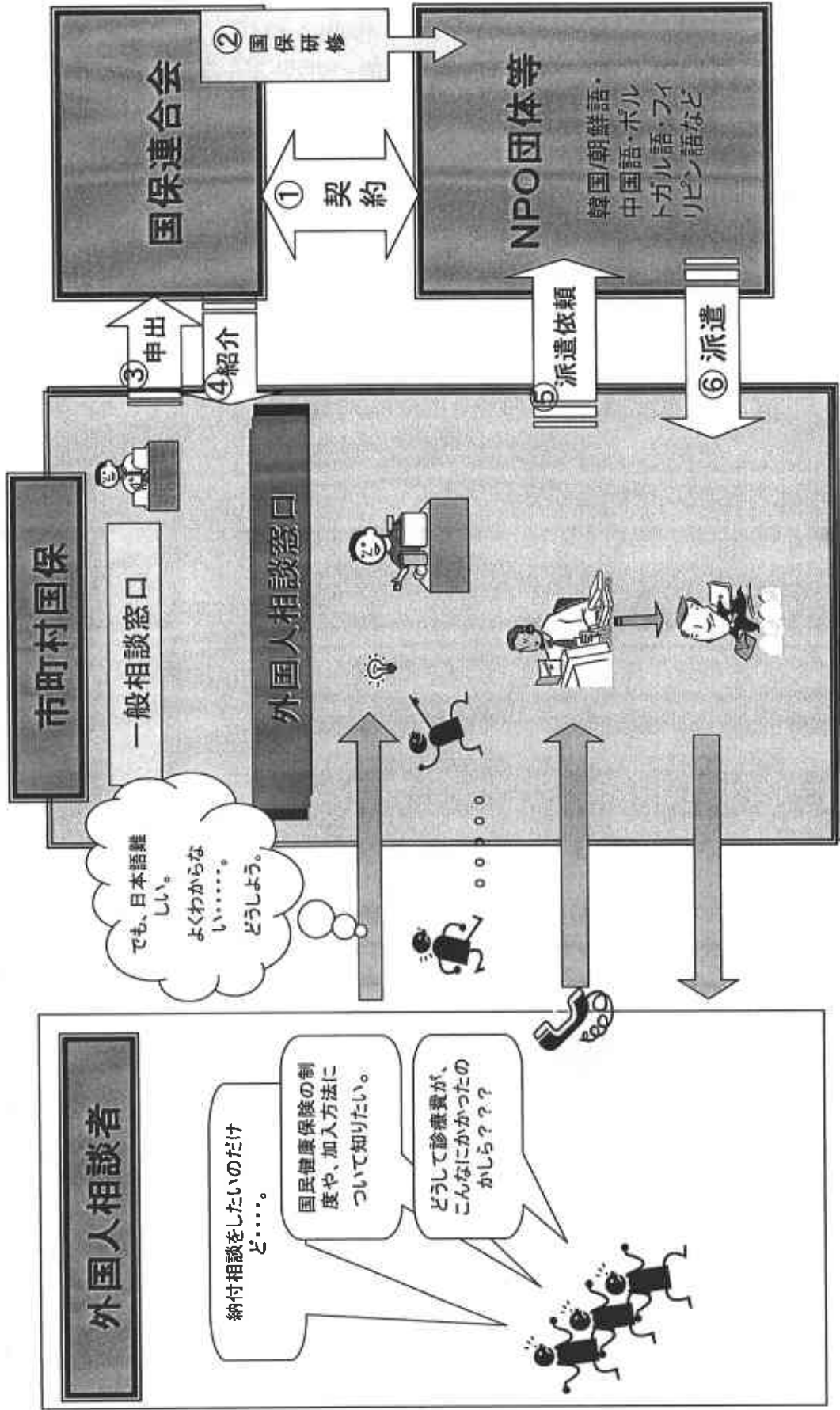
(乙) ●●●弁護士会
●●●県●●●市●●●1-1-1
会長 ● ● ● ●

単 価 表

区 分	委嘱料単価（消費税含む）
専門相談員派遣	〇〇,〇〇〇円／1人日

外国人相談窓口イメージ図

国民健康保険外国人支援対策(案)



基本パターン

被保険者



保険者窓口



納付相談

クレジット・サラ金
に借金はあるか

N

通常の納付相談

専門相談員(国保連合会)に連絡

【詳細なヒアリングの実施】

- ・借金の状況
- ・家族の状況
- ・他の税金等の滞納状況など

過払金の回収
が発生する可
能性があるか

N

相談者が債務
整理を弁護士
に依頼する意
向があるか

N

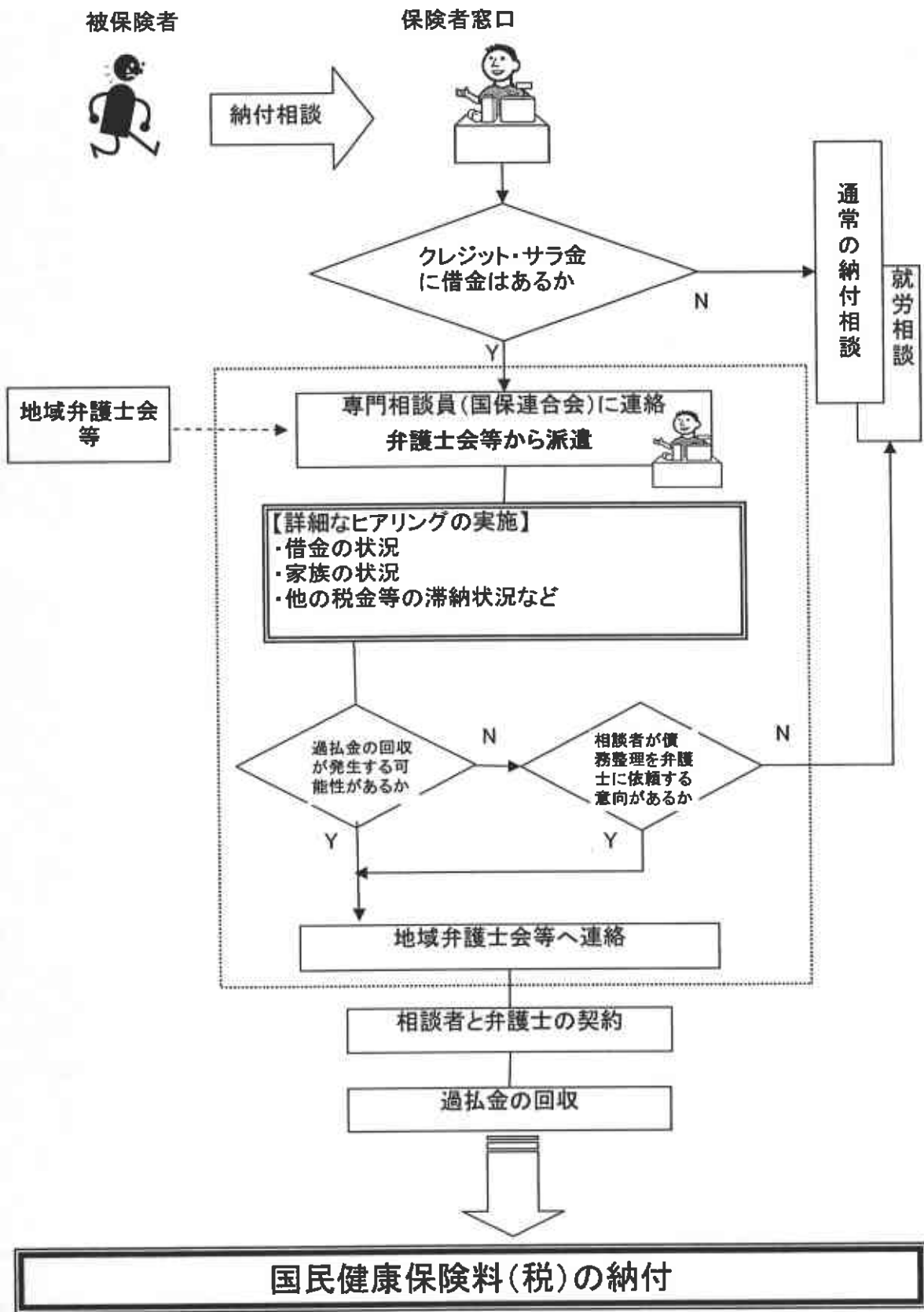
就労相談

地域弁護士会等へ連絡

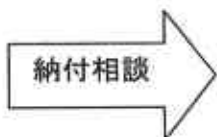
相談者と弁護士の契約

過払金の回収

国民健康保険料(税)の納付



被保険者



保険者窓口



クレジット・サラ金
に借金はあるか

N

Y

通常の納付相談

就労相談

弁護士会の相談窓口
(相談の予約等)

【詳細なヒアリングの実施】
・借金の状況
・家族の状況
・他の税金等の滞納状況など

過払金の回収
が発生する可
能性があるか

N

相談者が債務
整理を弁護士に
依頼する意向
があるか

N

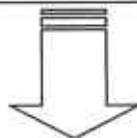
Y

Y

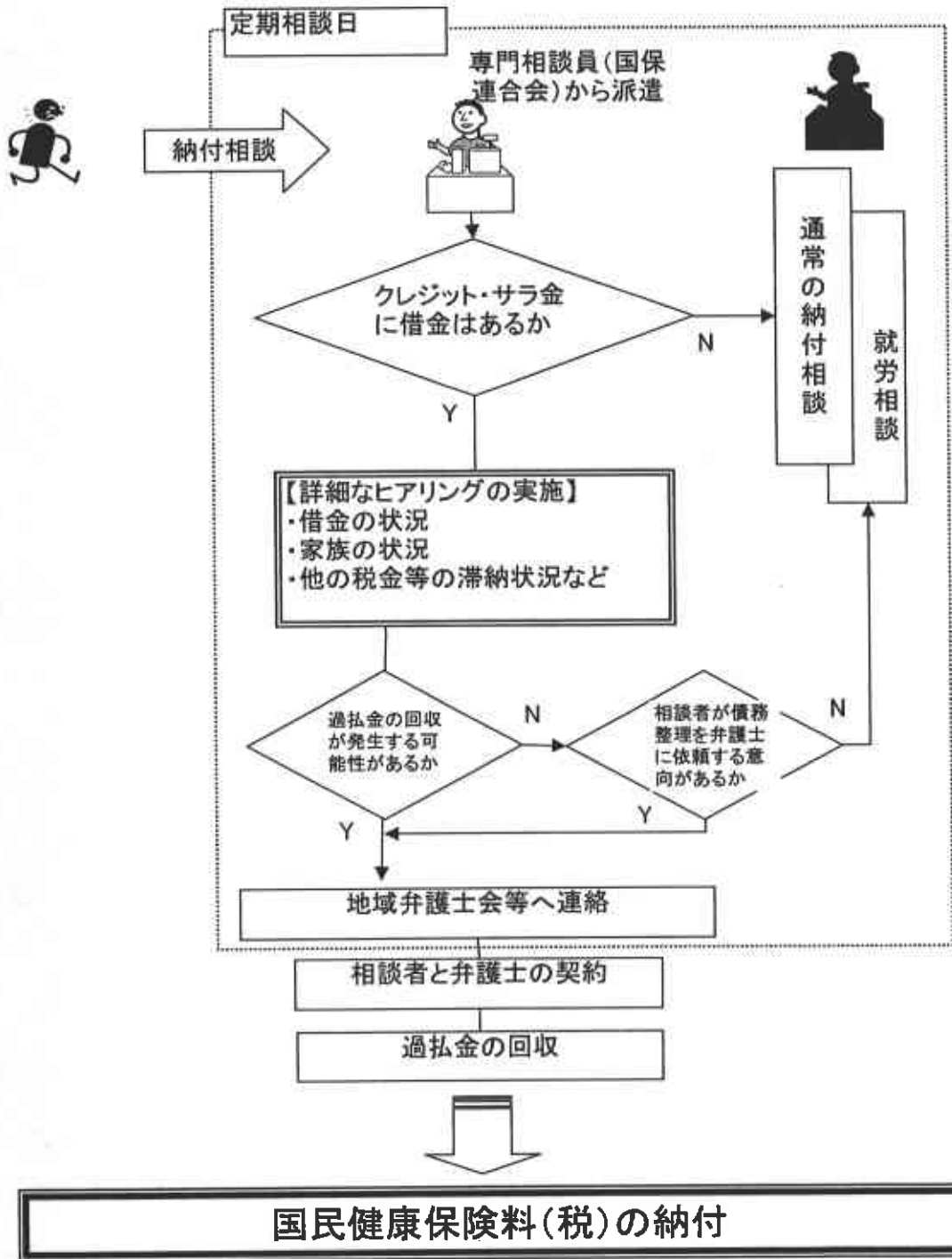
地域弁護士会等へ連絡

相談者と弁護士の契約

過払金の回収

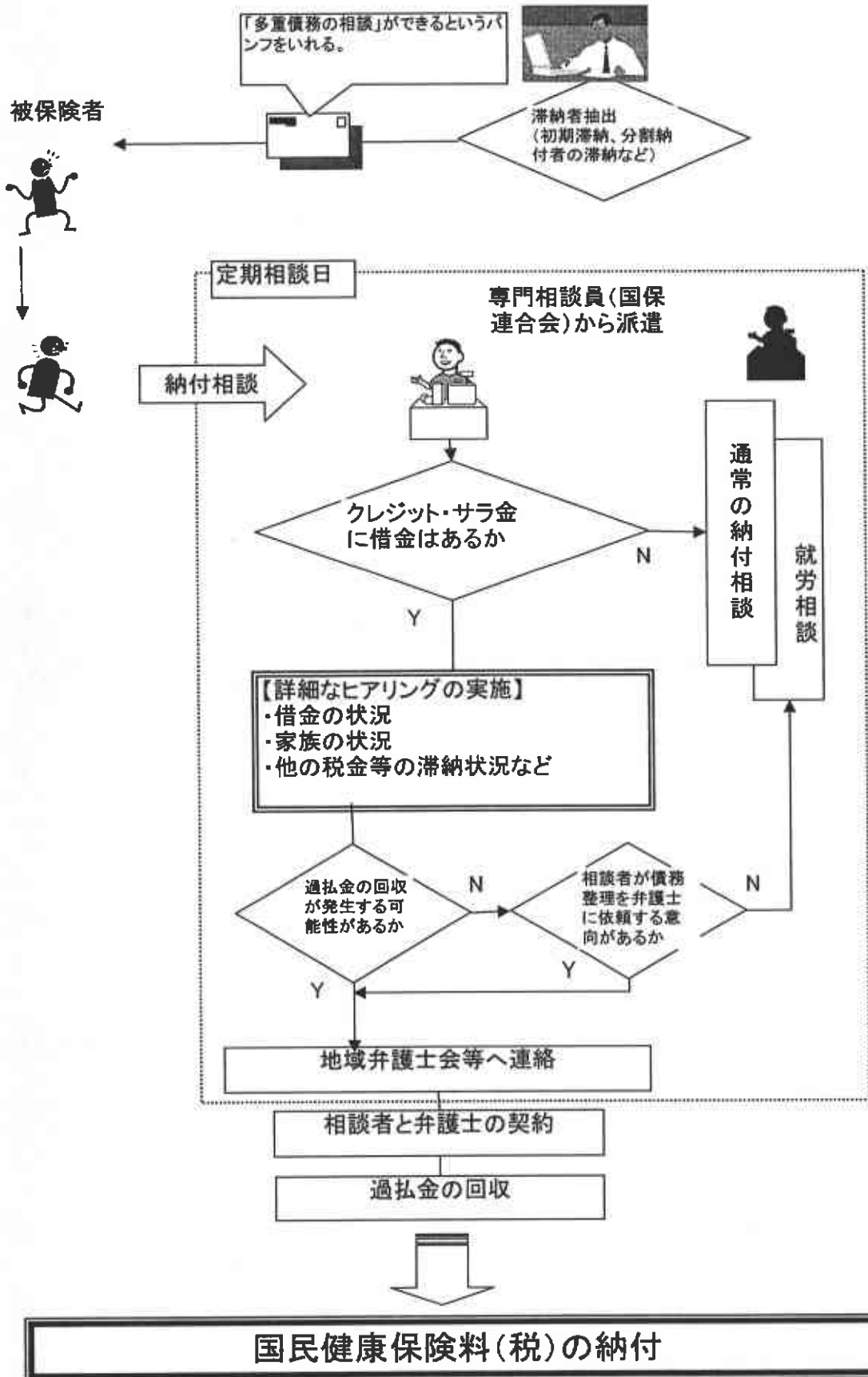


国民健康保険料(税)の納付



多重債務のありそうな人に定期相談会の案内パンフをいれる。

(パターン3)



【委嘱状(依頼通知本人)ひな型】

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、国民健康保険の事業につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてすでにご存知のこととは思いますが、景気低迷の影響等により国民健康保険料(税)を滞納する世帯が年々増加する状況にあります。そこで今年度から市町村保険者の国民健康保険料(税)の滞納に係る納付相談において、相談者が多重債務者であった場合、相談者に対し適切な助言等を行うことにより、多重債務の解消、ひいては国民健康保険料(税)の滞納の解消につなげるため、国民健康保険団体連合会に専門相談員を置き、必要に応じ市町村保険者に派遣を行うこととしました。

つきましては貴殿に国民健康保険団体連合会「専門相談員」のご依頼をいたしますので、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては平成〇〇年〇月〇日までを予定しております。

ご承諾の上はお手数ですが同封の承諾書にご署名いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛の上益々のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

平成19年 月 日

〇〇〇国民健康保険団体連合会
理事長 〇〇 〇〇

殿

承 諾 書

国民健康保険団体連合会「専門相談員」に就任することを承諾します。

平成 19 年 月 日

(所属機関名)

(役職名)

(氏 名)

〇〇〇国民健康保険団体連合会あて

【委嘱(依頼通知所属長)ひな型】

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、国民健康保険の事業につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてすでにご存知のこととは思いますが、景気低迷の影響等により国民健康保険料(税)を滞納する世帯が年々増加する状況にあります。そこで今年度から市町村保険者の国民健康保険料(税)の滞納に係る納付相談において、相談者が多重債務者であった場合、相談者に対し適切な助言等を行うことにより、多重債務の解消、ひいては国民健康保険料(税)の滞納の解消につなげるため、国民健康保険団体連合会に専門相談員を置き、必要に応じ市町村保険者に派遣を行うこととしました。

つきましては貴会所属の _____ 殿に国民健康保険団体連合会「専門相談員」のご依頼をいたしますので、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては平成〇〇年〇月〇日までを予定しております。

ご承諾の上はお手数ですが同封の承諾書にご署名いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

_____ 殿には別途依頼をしておりますので申し添えます。

時節柄、ご自愛の上益々のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

平成 19 年 月 日

〇〇〇国民健康保険団体連合会
理事長 〇〇 〇〇

殿

承諾書

_____殿が国民健康保険団体連合会「専門相談員」に就任
することを承諾します。

平成 19 年 月 日

(所属機関名)

(所属長名)

〇〇〇国民健康保険団体連合会あて

仕 様 書

- 1 ○○○国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と○○○弁護士会（以下「乙」という。）とが締結した協定書に基づき、平成19年度の国民健康保険料（税）の滞納者の納付相談に係る多重債務者からの相談（以下「多重債務者相談」という。）を実施するため派遣される専門相談員が行う業務内容を示したものである。専門相談員は、本書に従って多重債務者相談を行うものとする。

なお、本書に記載のない事項等については、乙はその都度、その内容により○○○市町村保険者（以下「丙」という。）又は甲と協議のうえ業務を行うものとする。

2 業務の実施場所、実施時期等

実施場所名 所在地	○○市役所第○号会議室 ○○県○○市○○ ○丁目○番地
実施時期	毎月第○週、第○週の○曜日（休日を除く） ○○時～○○時
派遣人数	○名

3 多重債務者相談の手順

(1) 専門相談員は、実施日時に指定された相談場所に赴き、多重債務者相談を行う。

(2) 多重債務者相談では次の事項を行う。

①相談者に相談申込書（様式1）を提出させる。

（相談申込書の提出がない場合は、国民健康保険に係る多重債務者相談は行えないことを説明すること。）

②相談者に相談票（様式2）の次の項目を記入させる。

（相談者氏名、住所、電話番号は必須項目とする。）

- ・ 相談者氏名、生年月日、男女別、住所、電話番号、世帯主名、国民健康保険の被保険者証の記号・番号

③相談日を相談票（様式2）に記入する。

④相談者から次の項目の聴取等を行い、内容を相談票（様式2）に記入する。

- ア 国民健康保険料（税）の滞納額
- イ 借金の状況
- ウ 他の税金等の滞納状況
- エ その他（⑤の判断に必要となる事項等）

⑤「過払金が発生する可能性の有無」を判断し、相談票（様式2）に記入する。

ア 有りの場合には、「1有り」を○で囲む。

なお、多重債務者から債務整理の相談等があった場合は、乙が推薦する弁護士を紹介する等により、債務整理手続きが進められるようにする。

イ 無し又は調査不能の場合には、「2無し」又は「3調査不能」を○で囲む。

なお、多重債務者から債務整理の相談等があった場合は、乙が推薦する弁護士を紹介する等により、債務整理手続きが進められるようにする。多重債務者に対し必要に応じ就労相談等を紹介する。

ウ 調査等が必要な場合は、「4調査中」を○で囲み、判断できるまで調査等を行う。判断ができた時点で、「4調査中」を二重線で抹消し、該当する「1有り」、「2無し」又は「3調査不能」を○で囲んだうえ⑥へ進む。

（ア、イのなお書きに留意すること。）

⑥ 前記⑤で判断ができた事案は、相談票（様式2）の弁護士会名、弁護士名、電話番号欄に記入の上、相談申込書（様式1）及び相談票（様式2）の写しを丙に遅滞なく提出する。

⑦ 相談件数等を毎月月末に集計し、相談件数表（様式3）により翌月10日までに丙に報告する。

⑧ 多重債務者相談を行った場合は、遅滞なく委嘱料請求書（様式4）を甲に請求するものとする。

相 談 申 込 書 (国民健康保険)

私は、下記の件に同意のうえ、国民健康保険多重債務者相談を
申し込めます。

住 所

氏 名

_____ 印

記

1. 国民健康保険多重債務者相談を実施している当該市町村（国民健康保険
保険主管課）に相談票（写）を提出すること。
2. 国民健康保険多重債務者相談に係る過払金の回収などの債務整理等を
受任した弁護士が、当該市町村（国民健康保険主管課）に実施結果を報
告すること。

相談者氏名		受付番号	
相談内容			

相談件数表(委嘱分)

部分は入力不要

1. 相談件数

相談月	相談件数	内訳 (遺族金の回収が発生する可能性の有無)			
		①有り	②無し	③調査不能	④調査中
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計	0	0	0	0	0

3. 前記2の③「多重債務決着」件数のうち国保関係の取扱い状況について

相談月	(参考) 2の③多重債務決着 (件数)	国保関係				差し引き 数 (①-③)	差し引き 残額 (②-④)
		①国保滞 納者数 (納付相談員 より算出)	②国保滞 納額(円) (納付相談員 より算出)	③国保 充当者 数	④国保 充当額 (円)		
4月	0					0	0
5月	0					0	0
6月	0					0	0
7月	0					0	0
8月	0					0	0
9月	0					0	0
10月	0					0	0
11月	0					0	0
12月	0					0	0
1月	0					0	0
2月	0					0	0
3月	0					0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

2. 上記1の①「有り」の取扱い状況について

相談月	(参考) 1の①「有 り」(件数)	内訳 (遺族金の回収が発生する可能性有り)		⑤多重債 務決着
		①手続中	②手続中 中止等	
4月	0			
5月	0			
6月	0			
7月	0			
8月	0			
9月	0			
10月	0			
11月	0			
12月	0			
1月	0			
2月	0			
3月	0			
合計	0	0	0	0

4. 上記3の③「国保充当者数」の取扱い状況について

相談月	(参考) 3の③国保 充当者数	(内訳)相談日から国保充当に 至るまでの期間		
		3か月 未満	3か月~ 6か月未満	6か月以上
4月	0			
5月	0			
6月	0			
7月	0			
8月	0			
9月	0			
10月	0			
11月	0			
12月	0			
1月	0			
2月	0			
3月	0			
合計	0	0	0	0

委 任 状

私、 は下記の件を以下の者に委任いたします。

(受 任 者)
住 所
氏 名

平成 19 年 月 日

記

委 任 事 項

・債務整理に伴い回収した過払金を国民健康保険料(税)に充当する件

(委 任 者)
住 所
氏 名

印

以上

専門相談員の派遣に係る協定における個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

1. ●●●国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）及び●●●弁護士会（以下「乙」という。）は、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2. 乙は、個人情報の内容をみだりに他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

3. 乙は、甲より開示又は提供を受けた個人情報が記録された資料等及び乙が本件業務を遂行するため作成した記録等は、施錠及び入室管理の可能な保管庫又は保管室に管理するなど適正に保管しなければならない。
4. 乙は、前項の資料等個人情報を乙が所有するコンピュータのハードディスク、その他の記憶媒体に格納した場合には、漏洩、滅失、改ざん、又は棄損、及び第三者による不正アクセス等に対する適切な保護手段を講じることとする。

(収集の制限)

5. 乙は、業務を実施するため個人情報を収集するときは、その目的を明示し、当該目的達成に必要な限度で相談者等から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

6. 乙は、業務の目的以外に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

7. 乙は、甲より開示又は提供を受けた個人情報が記録された資料等及び本件業務において知り得た個人情報を甲の承諾なしに方法の如何を問わず複製、

複写してはならない。ただし、安全管理上必要なバックアップ等、本件業務の履行範囲内を除く。

(事故発生時における報告)

8. 乙は、個人情報の漏洩等の問題が発生した場合、又は発生の可能性がある
と判断した場合は、すみやかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。こ
の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(廃棄等)

9. 乙は、前項の規定にかかわらず、甲と協議のうえ、本件業務において知り
得た個人情報が記録された乙の保有する資料等を廃棄するときは、第三者に
漏洩、流出することのないよう、特に電子情報の場合は格納された個人情報
の全てを消去するなど、乙の責任において適切に処分しなければならない。
10. この取扱注意事項は、本契約終了後においてもその効力を有するものとす
る。